

下水道使用料見直しの 検討について



イメージキャラクター
みずなちゃん

上下水道局
令和8年8月12日

下水道使用料改定の経緯

- ・直近の使用料改定は平成18年：約20年間にわたり、現行水準を維持
- ・段階的な料金改定(平成9年～18年)：社会情勢や経営状況の変化に基づき、3年ごとに改定を実施
- ・料金の推移(一般汚水20m³/月利用)：平成9年 2,446円 → 平成18年 3,373円(段階的に引上げ)

(税込) R元年.10(8%⇒10%)

基本使用料及び超過使用料単価		平成9年4月1日	平成12年6月1日	平成15年6月1日	平成18年6月1日	令和元年10月1日
一般 汚水	基本使用料(円)	1,060.5	1,228.5	1,326.1	1,420.6	1,488.3
	超過 使用 料 (円)					
	9 m ³ ～ 20 m ³ まで	115.5	136.5	147.0	162.7	170.5
	21 m ³ ～ 50 m ³ まで	136.5	157.5	170.1	185.8	194.7
	51 m ³ ～ 100 m ³ まで	165.9	186.9	201.6	217.3	227.7
	101 m ³ ～ 300 m ³ まで	194.2	215.2	232.0	247.8	259.6
	301 m ³ ～ 500 m ³ まで	223.6	240.4	259.3	275.1	288.2
改定率(%)		15.92	13.88	7.92	8.00	—

	平成9年4月1日	平成12年6月1日	平成15年6月1日	平成18年6月1日	令和元年10月1日
一般汚水を1月に20m ³ 排除した料金(円)	2,446	2,866	3,090	3,373	3,534

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

現行下水道使用料金体系(1か月・税込)

(1か月・税込)

種別	基本使用料		超過使用料(1m ³ につき)		
	汚水排除量	使用料(円)	汚水排除量(m ³)	使用料(円)	段階数
一般汚水	8m ³ まで	1,488.3	9 ~ 20	170.5	6段階
			21 ~ 50	194.7	
			51 ~ 100	227.7	
			101 ~ 300	259.6	
			301 ~ 500	288.2	
			501 以上	310.2	
別荘汚水	10m ³ まで	1,829.3	11 ~ 20	170.5	6段階
			21 ~ 50	194.7	
			51 ~ 100	227.7	
			101 ~ 300	259.6	
			301 ~ 500	288.2	
			501 以上	310.2	
公衆浴場汚水	8m ³ まで	1,111.0	9 ~ 1,200	23.1	2段階
			1,201 以上	44.0	

現行下水道使用料金体系(1か月・税込)

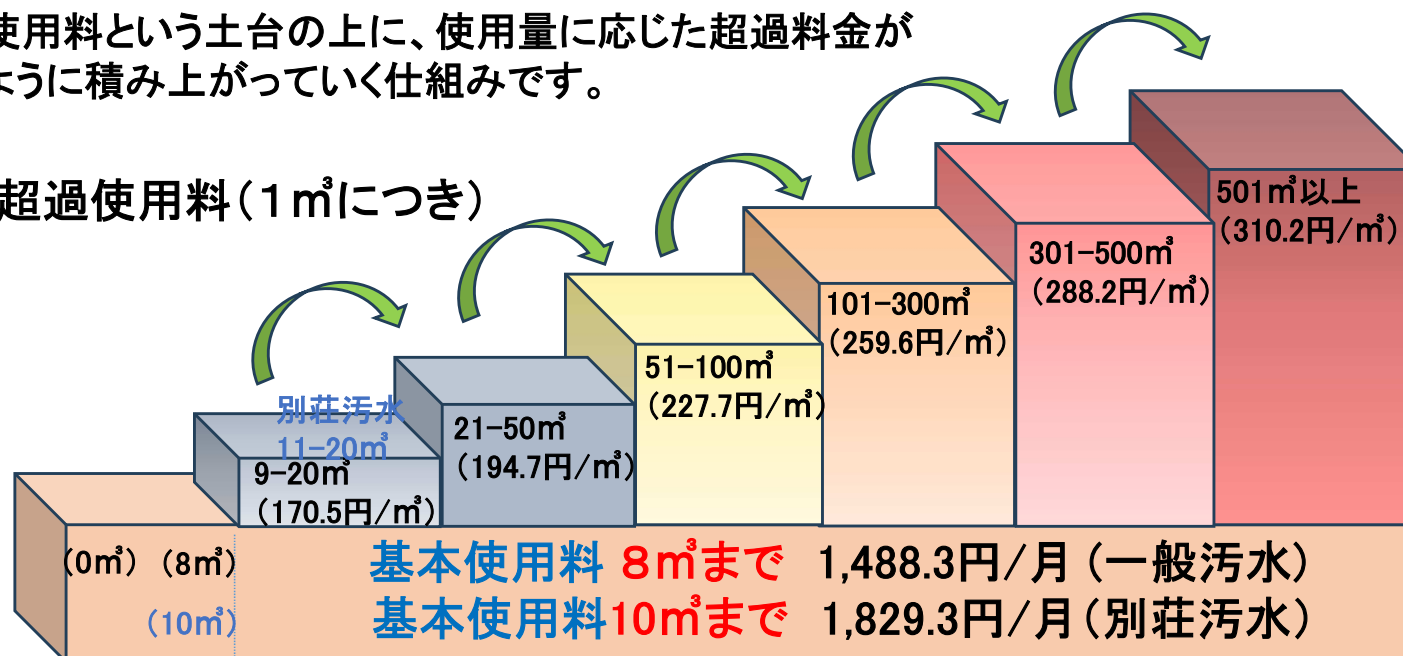
一般污水

別荘污水

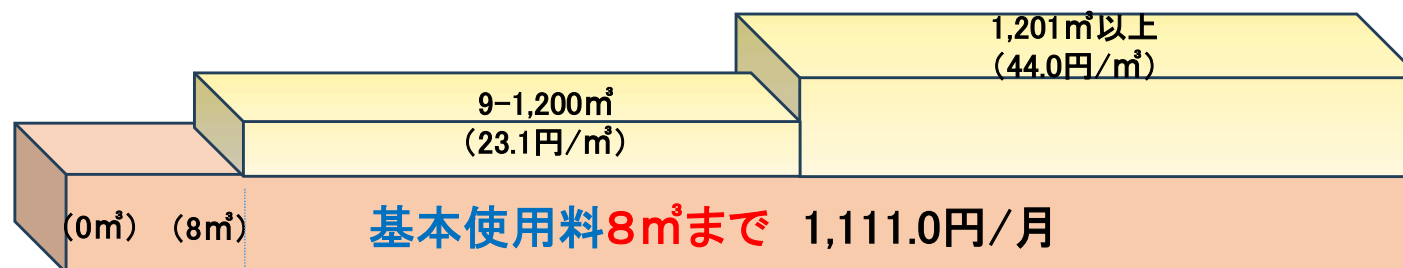
基本使用料という土台の上に、使用量に応じた超過料金が層のように積み上がっていく仕組みです。

超過使用料(1 m³につき)

標準家庭
20 m³ / 1か月
3,534円
(1,488.3円
+170.5円 × 12 m³)



公衆浴場污水



現在の下水道使用料体系は、基本水量※を設定し、污水排除量に応じて6段階(公衆浴場污水は2段階)の累進性で徴収する構成となっています。

※基本使用料だけで使える水量を「基本水量」といいます。(一般污水・公衆浴場污水～8 m³、別荘污水～10 m³)

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

下水道使用料の基本的な考え方と体系の設定

【独立採算制】

地方公営企業法に基づき、原則として皆様からの「使用料」をもって経費を賄う。

(地方公営企業法第17条の2)

第2項 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

【総括原価方式】

事業に必要なすべての経費を積み上げ、それを使用料収入で回収する。

(地方公営企業法第21条)

第1項 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

第2項 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

総括原価(使用料対象経費の)配分

需要家費

汚水排除量に関係なく、検針や料金徴収など、使用者の存在によって発生する費用

[基本使用料へ配分]

固定費

汚水排除量に関係なく、維持管理費や減価償却費など、施設を適正に維持するために発生する費用

[基本使用料・超過使用料へ配分]

変動費

汚水排除量に応じて増減する、動力費や薬品費などの費用

[超過使用料へ配分]

収入は「汚水の排除量」に依存しますが、経費の大部分は「固定」されています。
人口減少で汚水排除量が減っても、簡単には固定費を減らせない状況です。

過去の審議会における主な意見と検討のポイント

過去の審議会答申における主な意見

- ①「長野市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、経費削減と経営効率化を図るとともに、経費回収率(*)100%以上を維持できるよう、使用料の見直しを検討すること。
- ②人口減少による汚水量の減少を見据え、基本使用料の構成割合を検討すること。
- ③使用者間の負担の公平性から、基本水量制及び累進使用料体系の在り方を検討すること。

検討のポイント

- ① 安定的に事業を継続していくため、財政推計に基づき 自立・安定した経営基盤を築くことが可能であるか
- ② 将来世代に過度な負担を残さないこと(負担の公平性)
- ③ 時代に合った 適正な使用料体系であるか(基本水量、累進性従量料金)

使用料体系見直し「3つのポイント」

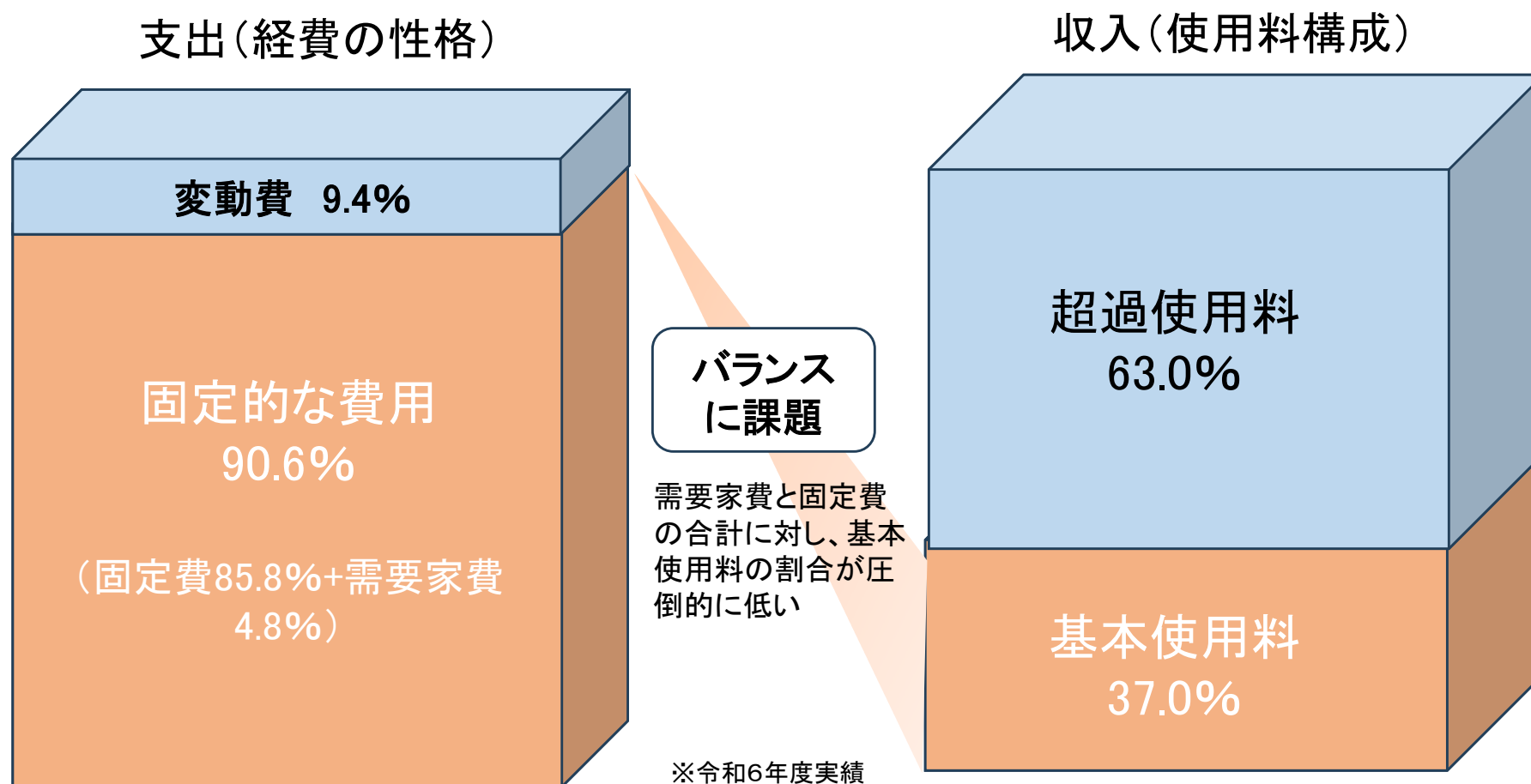
過去の審議会答申における意見を踏まえ、事業の持続可能な経営基盤の確立と受益者負担の公平性の観点から、以下の3つのポイントに基づき検討を進めます。

ポイント1: 基本使用料の設定
(経営安定化に向けた基本使用料収入の検討)

ポイント2: 基本水量の方向性
(現行8m³の維持、引き下げ、廃止)

ポイント3: 基本水量の方向性の検討に伴う基本水量縮小、
初期単価の設定 (少量使用者への配慮)

ポイント1 基本使用料の設定 (経営安定化に向けた基本使用料収入の検討)



下水道事業の経費は、施設の維持管理や減価償却費など、污水排除量に関わらず発生する「固定的な費用」(需要家費+固定費)が全体の9割を占めています。

人口減少による使用料収入の減少が見込まれる中で、将来にわたって安定的に事業を継続するためには、この高い固定比率に見合った形で、基本使用料の構成について見直しをする必要があります。

ポイント1 基本使用料の設定 (経営安定化に向けた基本使用料収入の検討)

①課題



污水排除量に関わらず発生する「固定的な費用」に対し、基本使用料の割合が低めの構成となっている

②国の方向性

“基本使用料と超過使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、**基本使用料の割合を漸進的に高めていく必要がある。**”

(令和2年7月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書)

③人口減少と生活様式の変化



人口減少や核家族化、単身世帯の増加などを背景に生活様式が多様化しており、多様な利用実態に適応した料金体系(基本使用料を含む)が必要

ポイント2 基本水量の方向性(全国的な見直しの潮流)

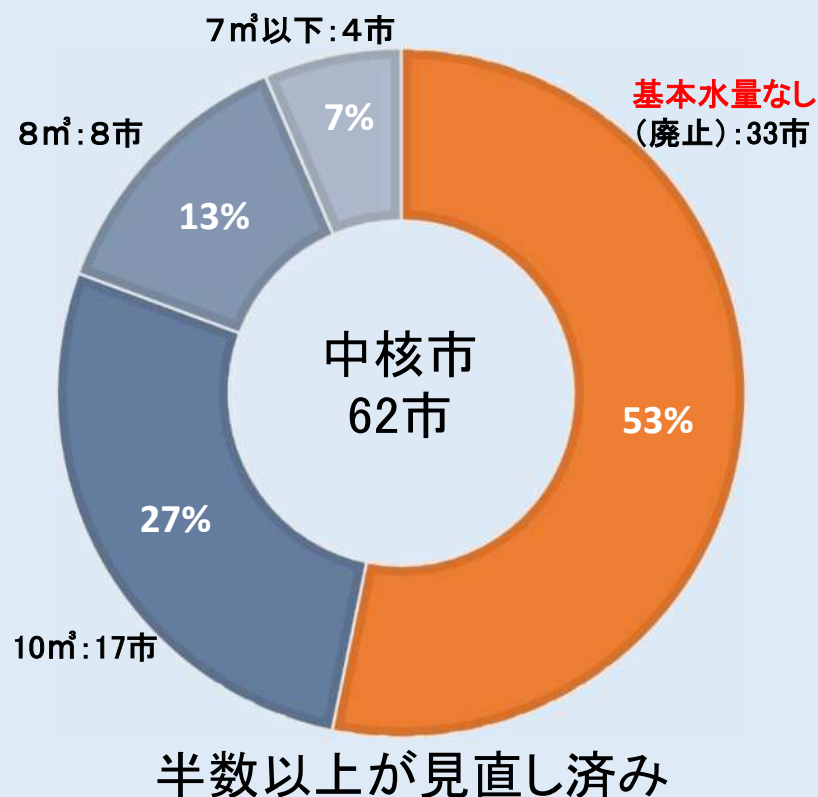
制度の概要(導入当初)

基本使用料を採用する場合に**基本水量**※を設け、その範囲で定額制とする。
公衆衛生向上のため、生活上最低限必要な排出量を考慮し採用されてきた。

※**基本水量** = **基本使用料**だけで使える水量

全国的な見直しの潮流

(令和7年4月現在)



国における方向性

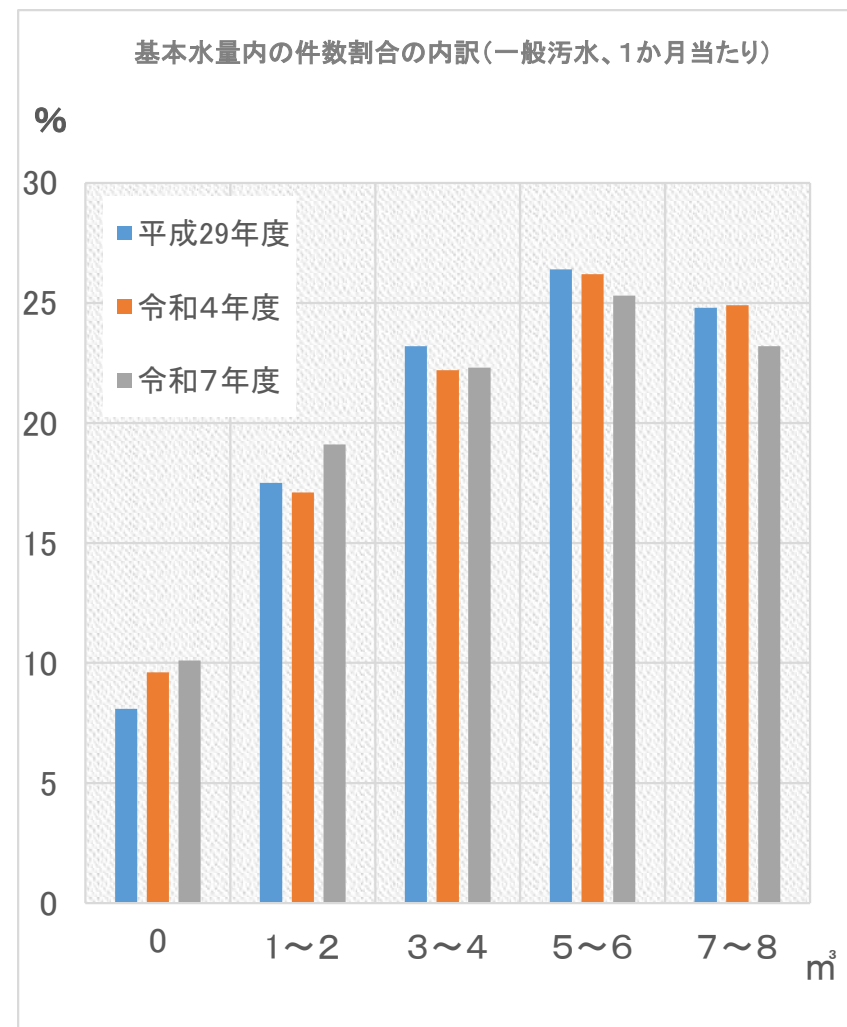
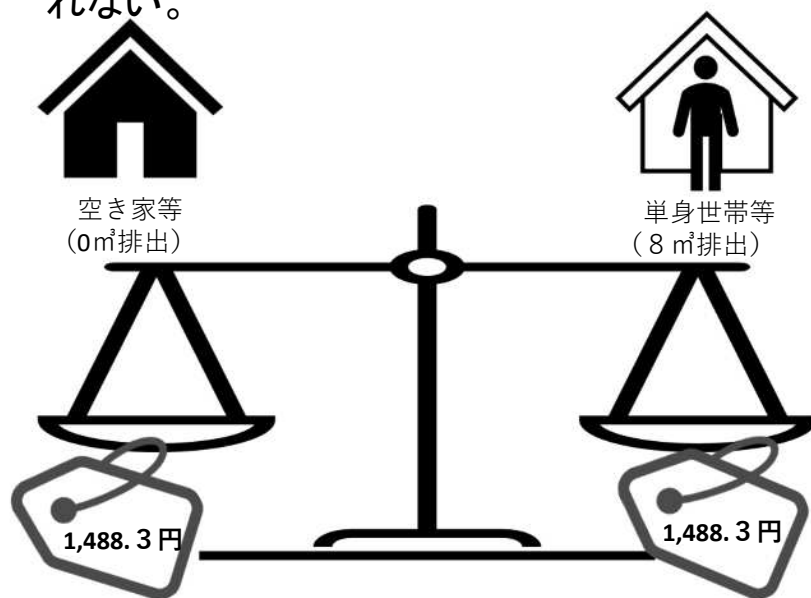
(令和2年7月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部
「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書)

「**基本水量制**は、使用者間の負担の公平性の観点から、課題もあるため漸進的に解消させていくことが望ましい。」

- ・**基本水量制**によらず、対象水量区分の単価を抑制的に設定し、基本使用料に組み合わせる体系も選択肢となる。(ポイント3②)

ポイント2 基本水量の方向性 (汚水排出量が少ない使用者の実態)

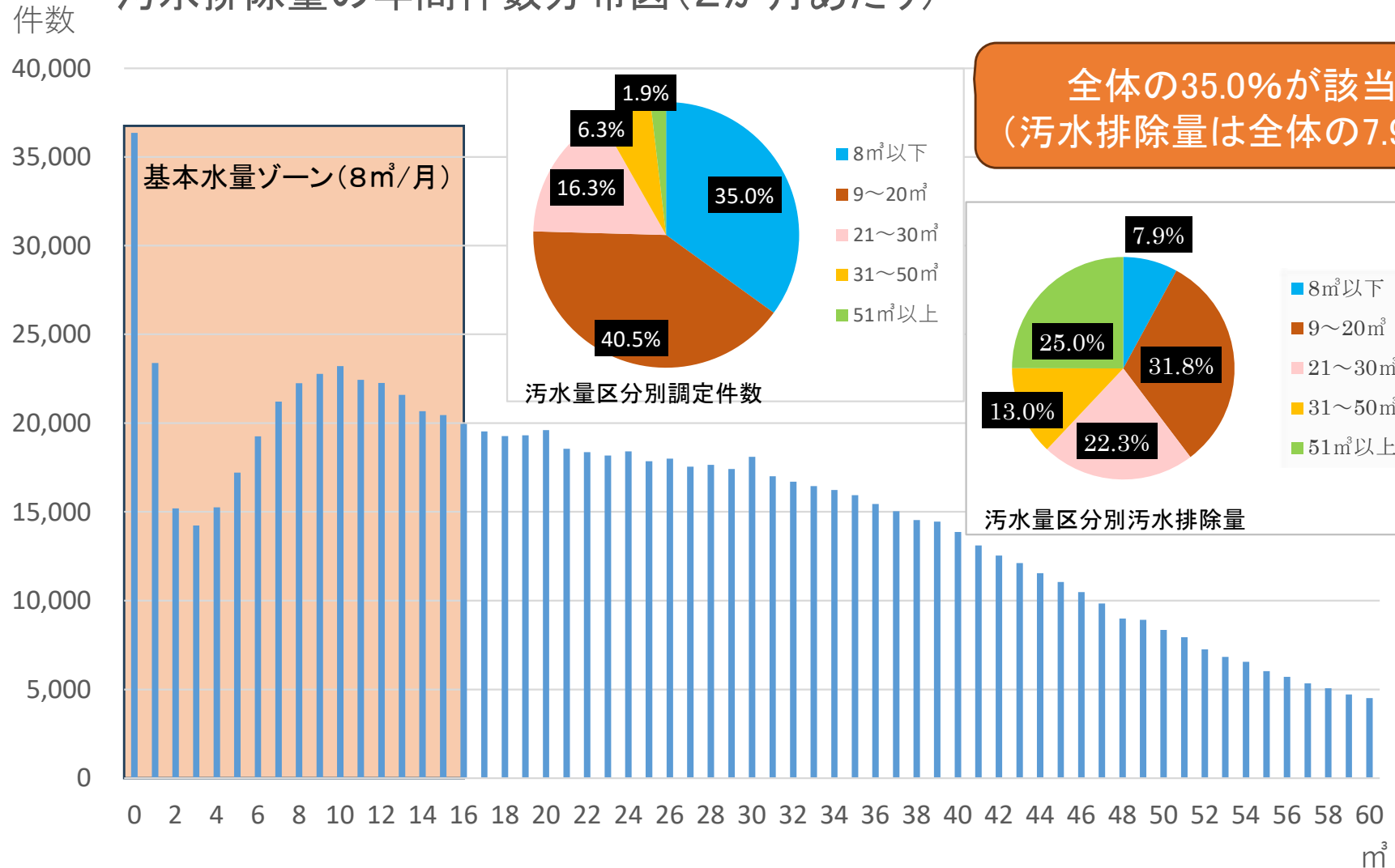
- ・**偏りのある実態**: 汚水をほとんど排出しない「**空き家**」と上限の「**8m³**」を排出する世帯が、**同額**を負担する構造
- ・負担の不公平感: 基本水量の範囲内では、汚水排除量の多寡にかかわらず料金が定額
- ・環境配慮の流れにそぐわない: 少量使用者が節水努力を行っても、料金の引き下げに反映されない。



ポイント2 基本水量の方向性 (污水排出量が少ない使用者の実態)

※一般污水、令和7年度実績

污水排除量の年間件数分布図(2か月あたり)



FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

ポイント2 基本水量の方向性(基本水量の検討パターン)



現状維持(8m³)

- ・メリット: 急激な変化による混乱を防ぐ。
- ・デメリット: 使用者間の不公平感が残る。単身世帯増加への対応の検討を要する。



段階的縮小(例: 5m³)

- ・メリット: 現状より一定の改善が見込める。
 - ・デメリット: 根本的な解決にはならず、公平性確保に課題が残る。
- (ポイント3①)



廃止(0m³制)

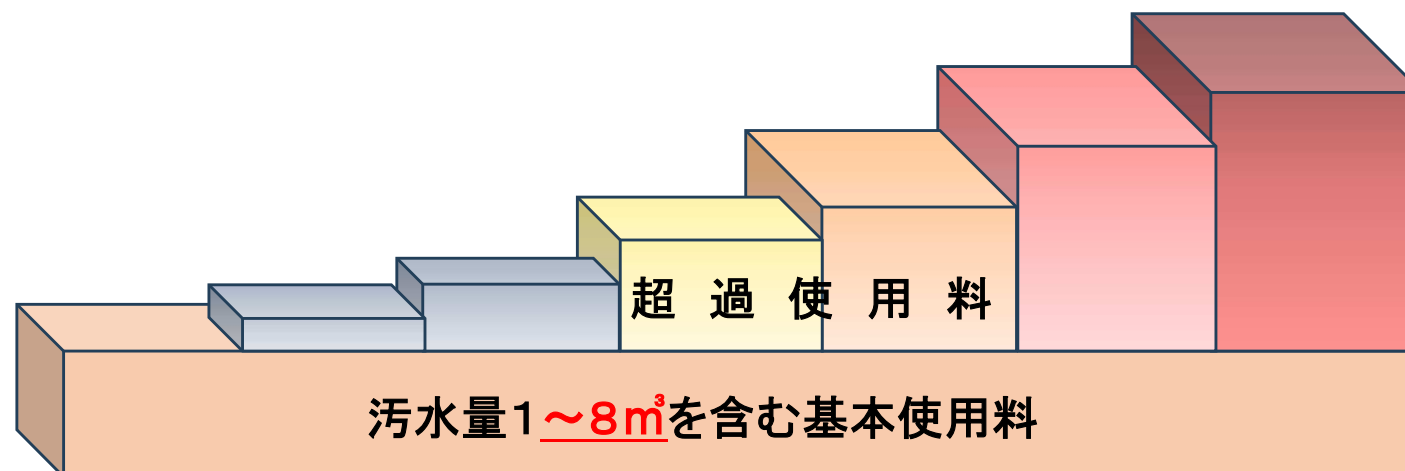
- ・メリット: 「使った分だけ払う」原則が実現し、全ての世帯に公平
 - ・デメリット: 改定時の少量使用者への配慮の取組について検討を要する。
- (ポイント3②)

基本水量制を今後どう扱うか、全国的な見直しの潮流(中核市の半数以上が廃止済み)も踏まえ、公平性確保の観点から、廃止(0m³制)への移行について検討します。

ポイント3 ① 基本水量の方向性の検討に伴う基本水量縮小 (基本水量の段階的縮小の検討)

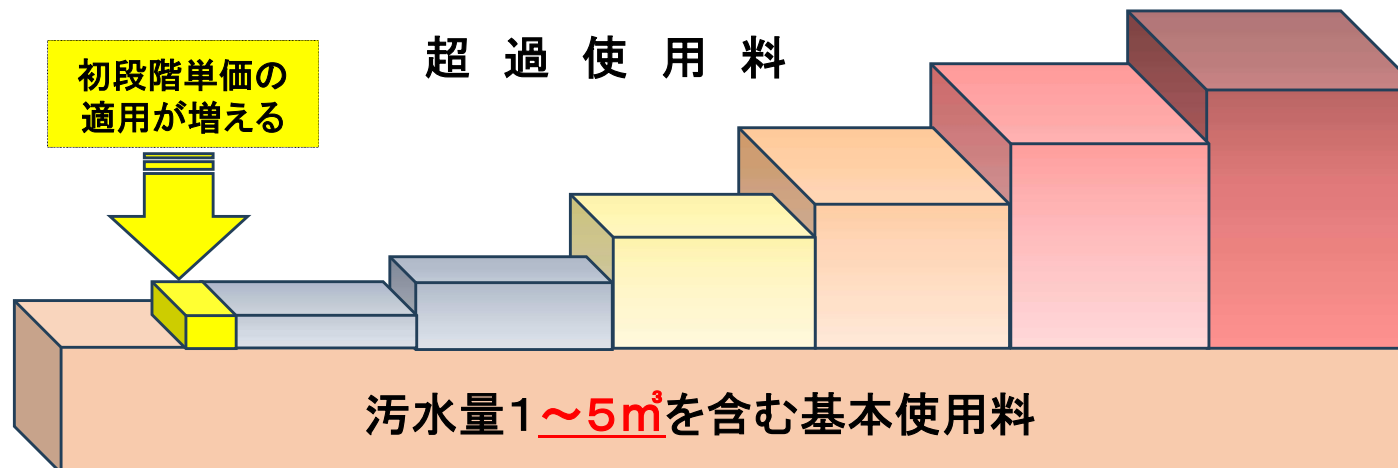
現行の体系

基本使用料には
汚水量1～8 m^3 分
を含む



基本水量を5 m^3 に
縮小した場合

6 m^3 を超えると
超過使用料がか
かる

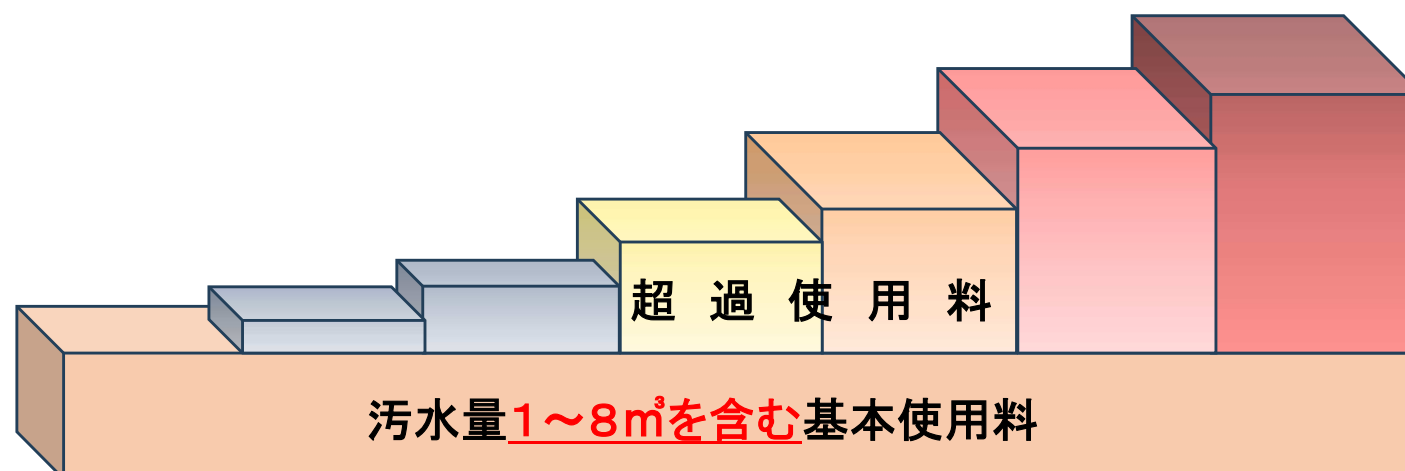


国の方向性(「漸進的に解消させていくことが望ましい」)のとおり、段階的に縮小

ポイント3 ② 基本水量の方向性の検討に伴う初期単価の設定 (基本水量廃止の検討)

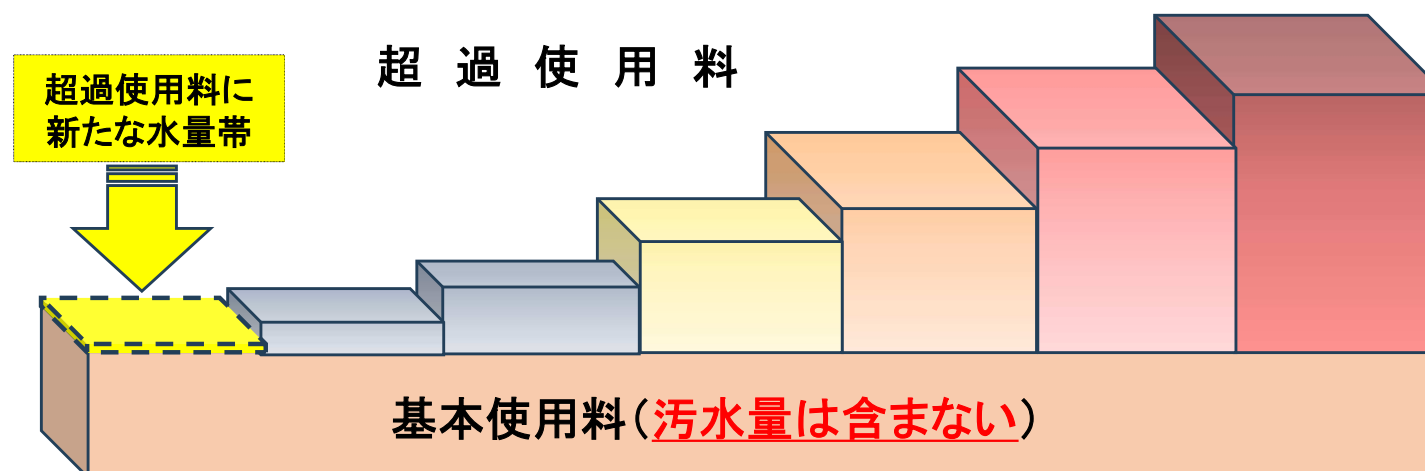
現行の体系

基本使用料には
汚水量1～8m³分
を含む



基本水量を廃止した場合

基本使用料に加えて、使った汚水量に応じて超過使用料がかかる



「使った分だけ払う」原則が実現します。すべての使用者に適用される水量帯です。廃止(0m³)による少量使用者への負担及び市民の生活に不可欠な排出量を考慮し、初期の利用帯に低価格の単価を設定します。

使用料体系見直しポイントまとめ

本日議論いただいた3つのポイントに基づき、具体的な改定パターンの検討へ進みます。

【ポイント2】 基本水量の(段階的)廃止

【ポイント1】 基本使用料の 設定

経営安定化に向けた
基本使用料収入確保



(1か月・税込)

種別	基本使用料		超過使用料(1m ³ につき)		
	汚水排除量	使用料(円)	汚水排除量(m ³)	使用料(円)	段階数
一般汚水	8m ³ まで	1,488.3	初期単価の設定	低価格単価	6段階
			9 ~ 20	170.5	
			21 ~ 50	194.7	
			51 ~ 100	227.7	
			101 ~ 300	259.6	
			301 ~ 500	288.2	
別荘汚水	10m ³ まで	1,829.3	501 以上	310.2	6段階
			11 ~ 20	170.5	
			21 ~ 50	194.7	
			51 ~ 100	227.7	
			101 ~ 300	259.6	
			301 ~ 500	288.2	
公衆浴場汚水	8m ³ まで	1,111.0	501 以上	310.2	2段階
			9 ~ 1,200	23.1	
			1,201 以上	44.0	

【ポイント3】 初期単価の設定

基本水量の方向性検討に伴い、初期単価の設定及び各水量帯の超過使用料単価の設定

初期単価は、すべての使用者が対象となります



(参考)
基本使用料のみを引き上げた場合（パターン案①）と
少量帯に新単価を設定した場合（パターン案②）で、
今回は分かりやすい例として、改定率を10%としたときの
使用汚水量別の影響額を試算してみました。

R9使用料収入推計額の10%相当額7.1億円 × 消費税率 = 7.8億円

構造比較のための改定パターン案

パターン案①基本使用料のみ引上げ	パターン案②少量帯への新単価設定
基本使用料一律増	基本水量廃止 ↓ 基本使用料 1-8m ³ に新単価（60.5円/m ³ ）を仮定

改定パターンごとの概算（1か月当たり、一般汚水量別）

	現行	案①（基本使用料一律増）	案②（1-8m ³ 新単価設定）
 単身世帯 (汚水量目安: 8m ³ /月)	1,488円	約 1,888円 +400円	約 1,972円 +484円
 標準家庭 (汚水量目安: 20m ³ /月)	3,534円	約 3,934円 +400円	約 4,018円 +484円
 大口需要者（一例） (汚水量目安: 500m ³ /月)	130,320円	約 130,720円 +400円	約 130,804円 +484円

※本試算は、あくまでもイメージを持っていただくための仮のものです。
今後、改めて料金改定シミュレーションを行います。